



(野外焼却)

野焼きは法律で禁止されています！！

廃棄物の処理および清掃に関する法律により、ダイオキシン類などによる人の健康や生活への支障を防ぐため、小規模の廃棄物焼却炉や野外での焼却行為が、原則禁止されています。違反者には、「5年以下の懲役もしくは1,000

万円以下の罰金または、この併科（両方を合わせて科すこと）」に処せられます。

ただし、以下のような場合は、政令で例外とされています。

問 谷和原庁舎生活環境課
☎ 58-2111 (内線8136)

政令	主な具体例
国、または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
震災、風水害、火災その他災害の予防 応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害などの応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、卒塔婆 ^{そとぼ} の供養焼却
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔（水のほとり）の草および下枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー

※上記の焼却には、ビニールやプラスチック類が混ざらないように気をつけてください。また、野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情などのある場合は、改善命令や

各種の行政指導の対象となりますのでご注意ください。また、焼却に伴い、悪臭が生じる場合は「悪臭防止法」で制限されますので、法令違反のないよう、併せてご注意願います。

飼い主が守るルールとマナー

犬や猫が健康で寿命いっぱい生きられるように、責任と愛情を持って最後まで面倒を見る覚悟が必要です。途中で嫌になつて捨てることのないよう、飼う前によく考えてください。

【犬編】

☆犬はけい留して飼ってください。散歩は引き綱をつけましょう。※けい留：逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、さく、おり、その他囲いの中で飼育し、または鎖でつないでおくこと。

☆犬小屋の周囲は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

☆ふんは、飼主が責任を持って始末しましょう。

☆犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。登録は犬の生涯に1回、注射は1年に1回です。

●こんな場合に届け出が必要です。

- ・犬を飼ったとき
- ・犬が死亡したとき
- ・犬の所在地が変わったとき
- ・飼主が変わったとき
- ・飼主の住所が変わったとき

登録方法については、市が実施する集団予防注射の時や、市内の動物病院で狂犬病予防注射を受けると同時に登録をすることが

猫

※市外の動物病院で受ける際は動物病院が発行する狂犬病予防接種証明書を持って生活環境課へ来庁してください。

登録手数料：犬の登録2000円
注射済票発行400円

【猫編】

☆猫には、けい留の義務や登録制度がありません。それだけに好きなところに行つてしまふ飼主の知らない所で、他人に迷惑をかけている場合があります。ほつたらかしにせず、責任をもって飼うようにしましょう。

・エサは十分に与えましょう

↓ゴミあさりを防ぐために

・排便のしつけをしましょう

↓近所や公共の場所を汚さないように

・首輪やリボンをしみましょう

↓飼い猫であることを明確に
【共通編】
ノラ犬・猫にはエサを与えないでください。ノラ犬・猫にエサを与えるとその周辺でどんどん繁殖し、近隣の皆さんに大変迷惑を掛けることとなります。

58 問 谷和原庁舎生活環境課
☎ 2111 (内線8137)